

整理番号	経-条申-15
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当) 名 (電話番号)	経済戦略局スポーツ部スポーツ課(06-6469-3870)
処分課 (担当) 名	スポーツパーク八幡屋活性化グループ、大阪スポーツパートナーズ、(公財) フィットネス21事業団、大阪クリーン工房・SSK・KSC 共同事業体、オージースポーツ・イオンディライト・パティネレジャー共同事業体、明治スポーツ・セントラルスポーツグループ、(株) ティップネス、新生ビルテクノ・東急スポーツオアシス・ゼット共同事業体、鶴見緑地スマイルパートナーズ (指定管理者)
処分の名称	大阪市立体育館の使用許可
概 要	大阪市立体育館条例 (昭和31年12月15日大阪市条例第45号) に記載されている市内にある体育館及びスポーツセンターを使用する場合に許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市立体育館条例 (昭和31年12月15日大阪市条例第45号) 第5条及び第6条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎申請者及び利用者が次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 (1) 公安又は風俗を害するおそれのないこと ○「公安又は風俗」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般的道徳観念をいいます。 ○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。 ・刀剣、銃器、劇薬物等の危険物を持ち込む場合 ・麻薬、覚せい剤等を持ち込む場合 ・公然とわいせつな行為を行う場合 ・その他公安又は風俗を害するおそれがあると認められる場合 (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがないこと ○「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用できない状態にすることも含みます。 ○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。 ・不適切な扱いによりマイク、スピーカーなどの音響設備を損傷するおそれがある場合 ・旗ざおなどを振り回して壁、照明機器などを損傷するおそれのある場合 ・その他、建物又は附属設備を損傷するおそれがある場合 (3) 管理上の支障がないこと ○「管理上の支障」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持、補修、使用者間の利用調整など、施設の管理上の支障をいいます。 ○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。 ・定員を超過することが予想され、消防上危険な場合 ・入場者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合 ・多数の利用申請を調整する必要があるために、その結果 (抽選) として許可できない場合 ・その他、管理上支障がある場合 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団の利益とならないこと (5) その他不適当と認める事由がないこと 上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設実情に応じて不適当とされる場合があります。
標準処理期間	即日又は2日
経由日数	なし
提出先	各施設事務所
提出時期	当日まで
提出方法	大阪市オーパス・スポーツ施設情報システムで予約し、事前打合せが必要な施設については、施設にお問い合わせください。 ※大阪市中央体育館のメインアリーナ、サブアリーナ (全面使用)、大会議室、中会議室、小会議室、千島体育館の体育場 (全面使用)、東淀川体育館の体育場 (全面使用) の利用は、施設窓口で直接受け付けております。
手数料	各施設において、異なるため下記ホームページをご覧ください。
相談窓口	各施設事務所
ホームページ	https://www.opas.jp/osakashi/
備 考	